2　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	1,081キログラム未満		18.5
			1,081キログラム以上		17.1
		手動式以外のもの	1,081キログラム未満		17.4
			1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		15.8
			1,196キログラム以上		14.7
3　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油	手動式		構造Ａ	14.2
		手動式以外のもの	1,311キログラム未満		13.3
			1,311キログラム以上		12.7
		手動式	1,311キログラム未満	構造Ｂ１	11.9
			1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		10.6
			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		10.3
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		10.0
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.8
			1,761キログラム以上		9.7
		手動式以外のもの	1,311キログラム未満		10.9
			1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		9.8
			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.6
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.4
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.1
			1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		8.8
			1,871キログラム以上		8.5
		手動式	1,311キログラム未満	構造Ｂ２	11.2
			1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		10.2
			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.9
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.7
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.3
			1,761キログラム以上		8.9